

## 偽造防災ラベルが貼付けされた工事用シートに注意してください

消防法第8条の3において、政令で定める防火対象物で使用する防災対象物品は一定の防災性能を有するものとし、その旨を表示しなければならないこととされています。

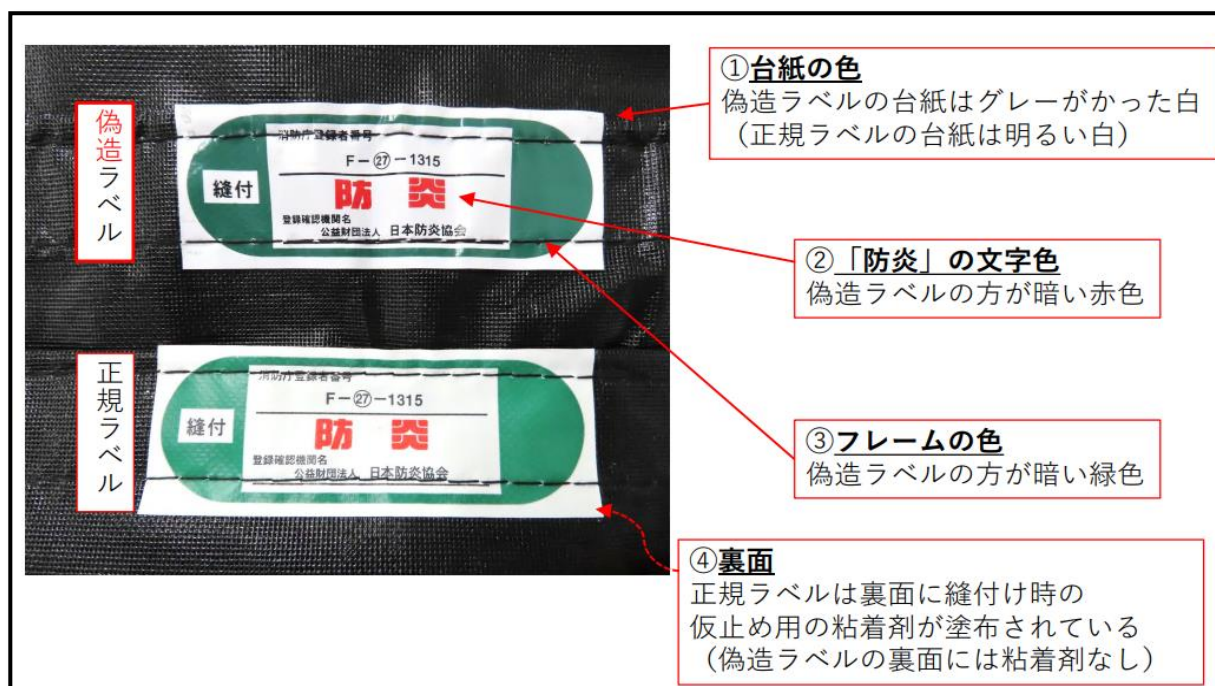
法第8条の3の政令で定める防火対象物及び防災対象物品は消防法施行令第4条の3に規定され、工事中の建築物その他の工作物において使用される工事用シートは、防災対象物品として防災性能を求められているところです。

今般、公益財団法人 日本防災協会から、防災対象物品である工事用シートについて、防災協会が交付したラベルに酷似したラベル（以下、「偽造ラベル」という）が貼付され、販売されている製品があるとの報告がありました。

下記の工事用シートは、消防法施行規則第4条の4第1項第1号に定める、消防庁長官の登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品です。これらの模造品は防災性能を有しない製品が含まれることがあるので、こうした偽造ラベルが貼付された模造品を使用しないよう、注意をお願いします。

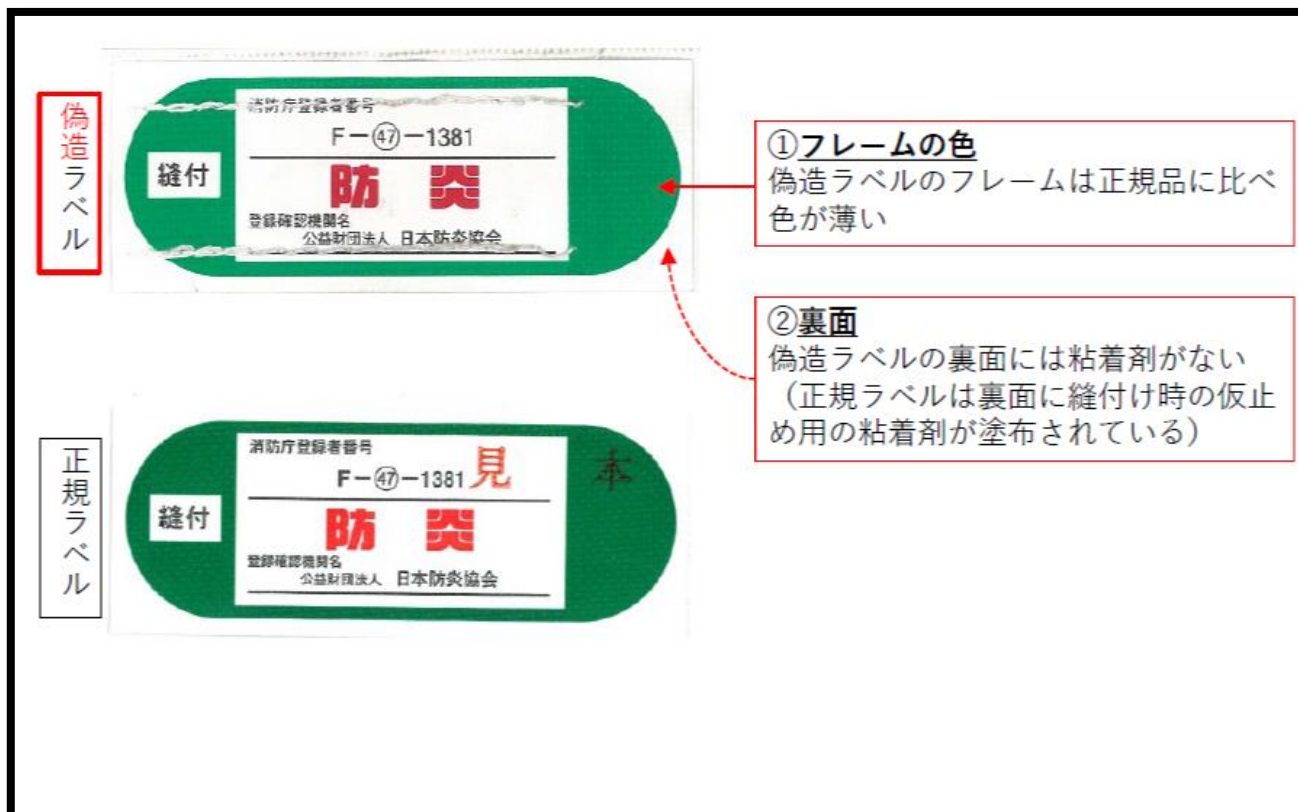
### (1) 偽造防災ラベルの特徴 「消防庁登録番号」【F-27-1315】

※この消防庁登録者番号のみで模造品を見分けることはできないため、詳しい見分け方は下記を参考にしてください。



(2) 偽造防災ラベルの特徴 「消防庁登録番号」 【F-④⑦-1381】

※この消防庁登録者番号のみで模造品を見分けることはできないため、詳しい見分け方は下記を参考にしてください。なお正規に発行された当該番号については、令和5年6月1日付けで既に変更されています。



●偽造防災ラベルに関する相談窓口

(公財) 日本防災協会 管理部 TEL : 03-3246-1663